

# いじめ防止 課題解決のための9つの提言

(平成25年1月 墨田区いじめ問題に関する有識者会議)

## 【基盤となる取組方針】

- いじめは人間として絶対に許されないということを徹底する。
- 学校・家庭・地域・教育委員会が一体となって、すべての子どもの安全と生命を守る。

〈学校への提言〉

提言1 豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図る。

○学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について指導します。また、他者とよりよい関係づくりをするためのコミュニケーション能力を高めます。特に、道徳教育や土曜授業における「心の教育」や、様々な立場の人との交流活動等を通して指導の充実を図るよう努めます。○いじめについては、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という意識を一人一人の児童・生徒に育てます。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を児童・生徒にもたせます。

提言2 早期発見・早期対応を可能とし、ケースに応じて効果的に対応できる重層的な体制を確立する。

○児童・生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめ防止の積極的な取組を行います。定期的に「アンケート調査」を実施したり、直接、児童・生徒から聞き取る機会を設けたりするなどのほか、校内に「気付き箱」を設置したり、保健室に来る子どもの様子に着目したりするなど、重層的な実態把握の方法を工夫することが重要です。

○「アンケート調査」や「聞き取り」を不登校児童・生徒に対しても実施することが必要です。不登校の原因は様々ですが、いじめに起因する不登校で、学校がその事実を把握していないという可能性もあり、不登校には「未解決のいじめ問題」があるとも考えられるからです。

○児童・生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図ります。いじめが認知された場合、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一致協力して指導に取り組むとともに、家庭・地域・関係機関等と連携して対応することのできる実効性ある体制を確立します。

提言3 家庭・地域と一体となるという意識をもち、いじめの訴え等を鋭く受けとめ、教員一人が抱え込むことのない校内体制を構築する。

○「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを、教職員一人一人が十分認識し、いじめの訴え等を教員が一人で抱え込むことのない学校・職員室の雰囲気をつくります。

○PTA・地域活動等や地域行事等の場を活用し、普段から家庭・地域と積極的に交流し信頼関係を構築します。PTAのTはteacherのTであることを再認識します。また、普段から「学校だより」「ホームページ」等を通じて、学校で日々起きていることを積極的に発信するよう努めます。その発信の一環として、学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、家庭・地域の理解を得るように努めます。

〈家庭・地域への提言〉

提言4 PTA・地域活動の場等で、いじめ予防のための啓発活動に取り組み、子どもに規範を示す。

○PTA活動や地域活動の場等で、保護者や地域を対象としたいじめに関する講演会等を実施し、いじめの早期発見、家庭での早期発見のポイント、ネットいじめ、子どものストレスとその対応等をテーマに取り上げるなど、積極的な啓発活動に取り組みます。

○PTAと町会・自治会などが共同して行事を開催したりすることで、地域の人々と保護者のコミュニケーションの機会を拡充し、子育てに悩む保護者が、子育ての経験者に気軽に相談できる環境を整え、地域全体で子どもを育てるという意識を高めます。

提言5 子どもと過ごす時間を増やし、子どもの心身の状況を把握するとともに心の問題を話し合う機会を見直す。

○現代の家庭においては、親と子どもの時間が合わないために、一緒に過ごす時間が少なくなっていたり、学校の様子を聞くことが少なくなっていたりすることが考えられます。小学校から中学校へと進級・進学しても、家族と過ごす時間は大切です。意識して食事の時間を合わせたり、就寝前などの時間を親子の話し合いの時間に設定したりして、学校の話や友達、将来等について話し合う時間をつくりたいものです。

○インターネット掲示板や携帯電話のメール機能等を使用したいじめが数多く報告されています。コンピュータや携帯電話を与えるときは、子どもの発達段階や利用の必要性を十分に考えて判断し、フィルタリング等の制限機能を活用するとともに、使用状況についても確実に把握するようにしたいものです。

提言6 学校行事やPTA活動・地域の行事等に積極的に参加し、子どもを健全に育成する大人同士の関係を築く。

○学校行事やPTA活動、地域の行事などに積極的に参加し、保護者同士、大人同士の関係をつくります。保護者・教員・地域住民等、多くの大人たちが、それぞれの視点で子どもたちを見守る環境を整えます。学校、家庭、地域が連携して「いじめをしない、させない子ども」を育てるという意識が大切です。

〈教育委員会への提言〉

提言7 教職員を対象としたいじめ問題に関する研修をさらに充実させる。

○教育相談の専門家等を講師とし、児童・生徒の発するサインへの気づき、いじめの早期発見、適切な事後対応、未然防止のための取組等について、教職員を対象とした研修をさらに充実します。また、管理職等を対象に、いじめ防止のための組織的な取組事例や校内体制の構築、いじめが認知された場合の対応の在り方についての研修を実施し、実践的な指導力・対応力を高めます。

提言8 スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家の配置拡大や教育相談センターの相談機能の充実等による支援体制の拡充を図る。

○SC配置、SSWの巡回相談等の事業を拡充し、学校の必要に応じて専門的なケアができる相談体制を構築します。また、教育相談室と生徒指導室をそれぞれ別の場所に設け、教育相談室が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、児童・生徒にとって相談しやすい環境を整えるよう各学校に指導・助言を行います。

○スクールサポートセンター、サポート学級、ステップ学級等との指導面でのより一層緊密な連携

を図るとともに、校内研修や教育委員会が実施する研修への講師の派遣について協力を求めます。また、上記機関に加えて、子育て支援総合センター、児童相談所、学童クラブ、警察等の関係機関と定期的な情報交換の機会を設けるとともに、機関相互における人材の有効活用等の工夫を行うなどして、これらの機関との一層緊密な連携を図ります。

提言9 犯罪行為とも言えるようないじめについては、「出席停止」も視野に学校と緊密な連携のもと対応する。

○いじめを行う児童・生徒に対して、学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることができず、また、その児童・生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童・生徒を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と学校長は「出席停止」も視野に、必要に応じて警察へも相談し、連携した対応を取ります。

○いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童・生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報するなどし、緊密な連携のもとに緊急かつ適切な対応を行うことが必要です。このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然と適切な対応をとっていくためには、学校内で犯罪行為とも言えるようないじめがあった場合の対応について、教育委員会と学校は日頃から対応方法について共通理解を図っておく必要があります。

○いじめられる児童・生徒を守るための一つの方法として、学校の指定変更や区域外就学を認めることがあります。本人や保護者の希望及び関係者の意見等も十分に踏まえ、いじめられる児童・生徒の立場に立ち、いじめから守り通すという観点のもと、その場合に応じる最も適切な対応ということで弾力的に対応することを学校に対して指導・助言します。